

令和4年8月25日

実習実施者  
監理団体 各位

出入国在留管理庁  
厚生労働省  
外国人技能実習機構

新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る新たな措置に伴う  
技能実習生の待機措置等について（周知）

今般、政府の方針として、「水際対策強化に係る新たな措置（31）」（令和4年8月25日）（以下「措置（31）」という。）により、外国人の新規入国の考え方が示されました。

特に実習実施者及び監理団体の皆様におかれましては、技能実習生の受入れに当たって、下記のとおり政府方針を踏まえた適切な御対応の遵守徹底をお願いします。

記

1 措置（31）について

- 措置（31）<sup>1</sup>の主な内容は、以下のとおりです。
  - ・ 令和4年9月7日午前0時（日本時間）より、「水際対策強化に係る新たな措置（28）」（令和4年5月20日）<sup>2</sup>（以下「措置（28）」という。）の1.で定めるオミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）が支配的となっている国・地域（※1）からの全ての帰国者・入国者については、ワクチン接種証明書（※2）を保持している場合は、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めないこととする。
    - ※1 「水際対策強化に係る新たな措置（27）」（令和4年2月24日）<sup>3</sup>における「オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」以外の国・地域
    - ※2 措置（28）の別添2で定められたワクチン3回目接種済みであることの証明書
- なお、ワクチン接種証明書を保持していない者については、入国に当たり、引き続き出国前72時間以内の検査証明の提出が必要となります。

<sup>1</sup> 水際対策強化に係る新たな措置（31） <https://www.mhlw.go.jp/content/000980075.pdf>

<sup>2</sup> 水際対策強化に係る新たな措置（28） <https://www.mhlw.go.jp/content/000943011.pdf>

<sup>3</sup> 水際対策強化に係る新たな措置（27） <https://www.mhlw.go.jp/content/000901649.pdf>

## 2 実習実施者及び監理団体に求められる対応について

- 左記の取扱いのほか、実習実施者及び監理団体の皆様におかれましては、「新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る新たな措置に伴う技能実習生の待機措置等について（周知）」（令和4年2月25日出入国在留管理庁・厚生労働省・外国人技能実習機構）<sup>4</sup>の内容も引き続き確認のうえ、技能実習生の受入れに当たって必要な対応をとっていただくようお願いします。

---

<sup>4</sup> 新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る新たな措置に伴う技能実習生の待機措置等について（周知）」（令和4年2月25日出入国在留管理庁・厚生労働省・外国人技能実習機構）

<https://www.otit.go.jp/files/user/220225-175.pdf>